



今泉台町内会たより

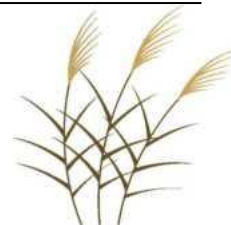
(9 月号)

編集・発行：今泉台町内会 鎌倉市今泉台 4-6-13
 TEL：46-4616 FAX：46-4616
 E-mail：imaizumidai4613j@yahoo.co.jp
 ホームページ：http://imaizumidai.org

町内会館 開館時間
 月～金：9:00～17:00
 土：9:00～12:00

今月の注目記事

- ・夏祭り特別会計中間報告 (会計部)
- ・市民運動会のお知らせ (文教体育部)



★「夏祭り」のご協力ありがとうございました。

(会長 田島幸子)

今年の夏祭りも、大盛況のうち無事終了致しました。ご支援ご協力を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。

今年は、今泉台のまちびらき 50 周年の年です。1964 年東京オリンピックの年に、造成分譲後、小学校や町内会館が次々に落成し、1977 年には、今泉台町内会が発足。その翌年には第一回夏祭りが開催されています。

新興住宅地である今泉台に、この夏祭りが子ども達に笑顔とふるさとを残し、住民同士の交流に一役買って来たことは間違いありません。

今年で第 38 回目を迎えた夏祭りは、今泉台の歴史そのものなのだと感じます。

歴代のお祭りに係わったすべての皆様に、改めて 38 年分の敬意と感謝を述べるとともに、近隣の皆様には、38 年間分の寛容に御礼申し上げます。

最後になりましたが、若い世代の皆様、少々たびれた大人に代わり、どうか熱い思いを奮い立たせて、若い力でこれからの今泉台夏祭りを牽引してもらえればと期待します。

★「赤い羽根共同募金」にご協力をお願いします

(総務部)

10 月 1 日から「赤い羽根共同募金」運動が始まります。共同募金は地域福祉を推進する民間の社会福祉活動を応援する助け合い運動です。今年も皆さまの暖かいご支援をお願いします。

募金収集は、各班ごとにお届けする専用の募金用紙袋の中へ入れ、次のお宅へお返しください。確実に授受いただくため、次の回覧先がお留守の場合は、ご帰宅を待つか、あるいは後回しにしてお返しください。



★班長さんへご案内

(総務部)

1. 定例班長会は、10 月 24 日(土) 14:00 から町内会館・大集会室で開催します。
2. 前日 10 月 23 日(金) 13:30 から定例班長会の準備(資料綴じ、座席づくり)を同所で行います。当日は 16 組～21 組の 18 人が当番です、お手伝いをよろしくお願いいたします。

★平成 27 年度夏祭り特別会計中間報告

(会計部)

平成 27 年 9 月 16 日現在の夏祭り会計収支を報告します。皆様からほぼ例年通りのご寄付を戴き、おかげさまで無事に夏祭りを運営する事ができました。厚くお礼申し上げます。

ご寄付を下された方のご芳名は、別途回覧させて頂き、お礼にかえさせて頂きます。確定した決算報告は、来年 5 月の定時総会に付議します。

1. 収支報告書

収入の部		支出の部		摘要
科目	金額	科目	金額	
前期繰越金	454,420	備品費	29,797	ラジカセ 太鼓のバチ 軍手
当期収入		設備費	845,300	舞台設営 電気配線更新→3(2)項
町内寄付金	1,832,798	巡行費	273,337	休憩所での飲食 スピーカー
町外寄付金	173,000	会場費	243,968	接待用飲食 夜店券 消耗品
お賽銭	34,083	広報費	1,140	ポスター作成用品
雑収入	4,752	交通費	2,000	買い物時交通費
(当期収入合計)	(2,044,633)	通信費	1,780	挨拶状切手代
	→3(1)項	保険費	47,400	夏祭り保険一式
		賞品費	125,164	くじ引き商品券 参加賞景品
		雑品費	40,664	挨拶・お礼用タオル 洗剤
		謝礼費	135,505	協力団体・その他への謝礼
		事務費	4,887	ラミネート用紙 封筒
		雑費	3,512	印紙 振込み手数料
		一般会計分担金	130,000	コピー代 人件費 光熱費等
		経費計	1,884,454	
		祭り用品積立金	250,000	→3(2)項
		次期繰越金	364,599	→3(3)項
収入合計	2,499,053	支出合計	2,499,053	

2. 貸借対照表

資産の部		負債の部	
借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	254,738	祭り用品積立金	4,171,622
郵便貯金	4,281,483	次期繰越金	364,599
資産合計	4,536,221	負債合計	4,536,221



3. 収支の概要

- (1) 収入・・・当期収入合計は約 204 万円ではほぼ前年並みでした。
寄付件数は町内会員 1175 名（匿名・無記名者含む）、町内外団体・法人 47 件でした。お賽銭は、神輿巡行時に頂いたものです。
- (2) 支出・・・お祭り広場の夜店で使う電気配線一式を老朽化の為更新し（約 39 万円）そのため、お祭用品の積立金を昨年半分の 25 万円としました。
- (3) 繰越金・・・中間決算における次年度への繰越金は 364,599 円とし、来年度のお祭り準備金に充当します。

★今泉台・今泉「市民運動会」のお知らせ

（文教体育部）

今年も、毎年秋に行われる今泉台・今泉町内会合同の市民運動会が10月11日（日）9時より今泉小学校グラウンドで開催されます。（雨天時は体育館で実施します）

小さいお子さんから大人まで、いろいろな方々が楽しめるプログラムを沢山ご用意しております。皆様、ご家族お友達お誘い合わせのうえ、日頃の運動不足を解消しませんか！！ふるってご参加ください。詳しくは、別紙配布の「今泉・今泉台市民運動会のご案内」をご覧ください。また、この運動会が、更に盛り上がるように一緒にお手伝いしていただける方、どうぞ町内会までお申し出ください。



★ご長寿おめでとうございます

(福祉部)

9月21日「敬老の日」に先立って、敬老祝い金を町内該当者212名の皆様のご自宅へお届けいたしました。例年通り、役員全員で手分けし、各地区班長さんはじめ関わっていただいた皆様のご協力を得て、無事終了いたしました。なお、このお祝い金は大船地区社会福祉協議会より贈られているものです。

★元気会へのお誘い

(福祉部)

日時：10月21日(水) 13時～15時(第3水曜日)

場所：町内会館1階大集会室

会費：100円(茶菓代)

過ごしやすい季節となりました。今回の元気会は保健師さんによる体力測定とストレッチ体操があります。動きやすい服装と靴でお越し下さい。その後、音楽サポーターさんの指導で季節の歌等を楽しみましょう。次回は11月18日です。

★10月のハローキッズ今泉台(子育てサロン)

(福祉部)

町内会では子育て支援サポーターの方々に協力を頂き、就園前のお子さんたちがママと一緒に集い楽しむための場所と時間を提供する子育てサロン「ハローキッズ今泉台」を毎月1回、今泉台町内会館で開催しております。今月は10月19日(月)10:00～11:30頃です。

お母さん同士お子さん同士の交流の場として、みなさんで子育てを楽しみましょう。

事前の申込は不要です。当日、直接会場へお越しください。

※次回11月のハローキッズ今泉台は第3月曜日16日に行います。

★皆さんと一緒にクリーンデー

(環境衛生部)

9月27日(日) 10:00～11:00 雨天中止

10月25日(日) 10:00～11:00 雨天中止

毎月のクリーンデーにご協力いただきまして有難うございます。

10時から皆さんで協力し、お掃除を始めていただきますようお願いいたします。

※雨天の場合は班長さんの指示に従って下さい。

※落ち葉や枝以外のゴミ(空き缶、ビン、紙クズ、ビニール等)は別の袋にまとめて下さい。だんだん落ち葉が多くなる候となり、場所によっては労力が必要となります。どうぞ、各組班長さんのご配慮の下、みなさんご無理のないようにご協力をお願いいたします。

(例えば、人手が必要ならば輪番制を何班か合同で毎月にする、など)

★鎌倉みどりのレンジャー

(環境衛生部)。

鎌倉みどりのレンジャーは、鎌倉市内の緑の保全活動を実施している方々です。

今年第1回目は、9月5日に朝霧ロード脇の散在が池飛地の剪定、草刈を行い、2時間の作業の末、大変きれいになりました。近隣の方々もご参加くださり、ありがとうございました。



第2回目は、7丁目一番奥山側の掃除、剪定をします。

10月3日(土)9:30～11:30(雨天中止)

剪定のノウハウも教えていただけます。是非、ご参加ください。

★庭木の管理、剪定のお願い

(環境衛生部)。

庭木の枝葉が、道路にはみ出しているところが見受けられます。**車、人の見通しが悪くなって危険**、通行の邪魔になるので、各ご家庭での管理、剪定のご協力をお願いいたします。

★施設・道路保全ほか活動状況

(施設・道路保全部)

1. 町内の防犯灯が平成28年1月から鎌倉市の管理になります。それに先立ち9月から防犯灯の電球をLEDに交換する作業が行われています。敷地の外へ伸びた庭木の整理など、作業効率化のためにご協力を宜しくお願いいたします。
2. 会館二階の多目的室(湖畔文庫、赤ちゃんステーション等使用)の床に敷き詰めておりましたマットが経年劣化しましたので、交換しました。



★地蔵前バス停舗道にベンチ設置の件(中間報告)

(防犯・交通部)

地蔵前バス停そばの舗道にベンチを設置するには、鎌倉市に「道路占用許可申請書」を提出し、設置の許可を受ける必要があります。その設置許可を受けるための調査を実施するとともに、ベンチの購入資金の手当てやベンチの維持管理主体を主に利用している地域の班などに担当を願うなど、ベンチ設置に向けての諸課題解決に向け鋭意努力をしております。